

○松山衛生事務組合個人情報の保護に関する法律 施行細則

制 定 令和 5 年 3 月 31 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号）及び松山衛生事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合の個人情報の保護に関する事項については、松山市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年松山市規則第 2 1 号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(松山衛生事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 松山衛生事務組合個人情報保護条例施行規則（平成 1 6 年規則第 3 号）は、廃止する。